

# 即決営業と消費者間の個別訴訟の手続中止を求める意見

令和8年3月24日

受訴裁判所 御中

札幌市中央区北4条西12丁目1番55号 ほくろうビル3階

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

代表者理事 松 久 三 四 彦

当団体は、株式会社即決営業（以下「即決営業」といいます。）に対し、インターネット回線による通話を含む概念である電話勧誘販売により同社の商材を購入してその後クーリング・オフの通知を発した消費者に対し同社が支払済みの金員を返還する義務を負うことの確認を求める消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を令和7年8月6日に提起しております（札幌地方裁判所令和7年（ワ）第1880号）。

消費者裁判手続特例法67条1項は、「共通義務確認訴訟が係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者等と対象消費者との間に他の訴訟が係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。」としています。

このような裁量中止の制度が設けられたのは我が国の実定法において初めてのことですが（伊藤眞『消費者裁判手続特例法』（商事法務、第3版、令和6年）66頁注49参照）、本条項の趣旨は、多数の消費者被害が生じている以上、消費者裁判手続特例法による訴訟以外にも争点が共通である個別訴訟が係属することが想定され

るところ、個別消費者が望む限りは、充実した訴訟追行能力を有する特定適格消費者団体による訴訟を先行させることが、事案の適切な解決につながることに、また、事業者側が「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」（消費者裁判手続特例法1条）により訴訟追行能力が低いと考えられる消費者を個別提訴して各個撃破することで集団的消費者被害回復制度を空洞化させるのを防ぐことにあります（以上につき消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』（商事法務、平成26年）133頁Q105、山本和彦『解説消費者裁判手続特例法』（弘文堂、第3版、令和5年）210頁注127、伊藤・前掲65頁参照）。

当団体には、上記共通義務確認訴訟提訴後、クーリング・オフを主張して代金支払いを拒んでいる消費者から、即決営業より訴訟提起や支払督促申立を受けたとの報告が多数寄せられております。

上記の立法趣旨からして、株式会社即決営業によるこのような個別提訴は、消費者裁判手続特例法の目的を阻害する信義誠実の原則（民事訴訟法2条）に反した訴訟というべきものです。

よって、当団体は、即決営業に対してクーリング・オフを主張している消費者が当事者となっている訴訟、またはそれと関連してクーリング・オフ妨害の有無や特定商取引法の適用対象の範囲を決する消費者性の有無が問題となっている個別の訴訟につき、消費者裁判手続特例法67条1項に基づき、各消費者が望む限りは当該訴訟手続を中止すべきであると考えます。